

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅及び店舗等に供する目的で各戸に独立した給水設備を設置している3階以上の建物（以下「集合住宅等」という。）に対して、伊丹市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が各戸のメータを計量（以下「各戸計量」という。）し、これに係る水道料金等を各戸に徴収する（以下「各戸徴収」という。）こと及び各戸のメータの設置及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 各戸計量及び各戸徴収の適用を受けようとする、給水装置の所有者又は所有者の代表者（以下「所有者等」という。）は、「集合住宅等における公設メータ設置申請書」（様式第1号）を伊丹市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、上下水道局が所有する直読式メータ（以下「公設メータ」という。）設置の承認を得なければならない。

2 前項の公設メータ以外で、所有者等の負担で、集中検針方式の遠隔指示式メータ（以下「私設遠隔メータ」という。）又は直読式メータ（以下「私設直読メータ」という。）を各戸に設置しようとする所有者等は、「集合住宅等における私設メータ設置申請書」（様式第2号）を管理者に提出し、承認を得なければならない。

3 前第1項、第2項に掲げる申請書を提出するにあたり、上下水道局が必要と認めた場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 「誓約書」（様式第3号）

(2) 「委任状」（様式第4号）（申請に当たり、代理人を選任する場合に限る。）

(3) 「玄関自動ドア暗証番号届出（変更）書」（様式第5号）（当該集合住宅等の玄関自動ドアの解錠に暗証番号等が必要な場合に限る。）

(4) 給水設備及びメータの設置状況が記載された図面

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(審査等)

第3条 管理者は、所有者等から前条第1項の規定による「集合住宅等における公設メータ設置申請書」（様式第1号）又は、前条第2項の規定による「集合住宅等における私設メータ設置申請書」（様式第2号）の申請があったときは、当該申請に係る審査を行うものとする。

- 2 管理者は、前項の審査を行う場合において、必要と認める事項について調査を行うことができる。申請を行った所有者等は、管理者が行う当該調査に協力しなければならない。
- 3 管理者は、第1項の審査の結果、申請の内容が次条の基準に適合すると認めるときは、その旨を「メータ設置（不）承認書」（様式第6号）により所有者等に通知するものとする。

（公設メータの設置基準）

第4条 公設メータの設置対象となる集合住宅等は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならず、要件を満たさない場合は所有者等の負担で各戸に私設遠隔メータ又は私設直読メータを設置しなければならない。

- （1） 上下水道局と各戸計量契約を締結している、又は締結できること。
- （2） メータ前後の給水設備が、上下水道局の設置基準に適合していること。
- （3） 第一止水栓二次側から受水槽までの給水管の直圧部分から分岐して専用メータが設置され、メータ二次側に非常用給水栓又は散水栓が設置されていること。
- （4） 全てのメータが、常時、安全かつ容易に取替えることができ、各戸計量及び各戸徴収の適用を受けることとなる集合住宅等に居住するすべての者（以下「居住者等」という。）が不在でも使用水量の計量ができることと認める場所に設置されていること。
- （5） 申請時に設置されているすべてのメータについて計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項に規定する検定の有効期間（以下「検定有効期間」という。）が申請日の翌月から起算して残存期間が3か月以上1年未満であること。
- （6） 管理者に対して、申請に必要な書類を提出していること。

（公設メータの貸与及び取付け等）

第5条 管理者は、前条の要件を満たした集合住宅等に対して、戸数に応じた公設メータを所有者等に貸与し取付けることとする。

- 2 管理者は、公設メータの取付けが完了したとき「公設メータ取付完了通知書」（様式第9号）により所有者等に通知するものとする。
- 3 公設メータ取付け後に、検定有効期間が満了した場合は、上下水道局が取替えを行うものとする。
- 4 居住者等及び所有者等は、前項の規定により管理者が新たな公設メータの取り替えを行うときは、管理者の指示に従い当該取り替えに協力するとともに、止水栓等に故障がある場合は速やかに修理しなければならない。

- 5 上下水道局が公設メータへ取り替えを行う際に、不要となる集中検針盤等がある場合、これらの撤去は所有者等が行わなければならない。当該集中検針盤等の撤去を行わない場合、これらの管理は所有者等が行わなければならない。

(メータの寄付)

第6条 所有者等は、公設メータ設置につき、不要となる私設遠隔メータ又は私設直読メータがある場合は、無償で上下水道局に譲渡することができる。

- 2 前項の規定により私設遠隔メータ又は私設直読メータを譲渡する場合は、「私設メータ無償譲渡届」(様式第11号)により管理者に提出しなければならない。

(管理責任者の選任)

第7条 所有者等は、メータの取替え等を円滑に行うため、当該集合住宅等に居住又は常駐する等、上下水道局の要請に対し即応できる者(以下「管理責任者」という。)を選任し、速やかに「管理責任者選任(変更)届」(様式第7号)を管理者に届け出なければならない。又、これを変更したときも同様とする。

(所有者等及び管理責任者の責務)

第8条 所有者等及び管理責任者の責に帰すべき理由により発生した損害等については、所有者等及び管理責任者がその責を負うものとする。

- 2 所有者等及び管理責任者は、居住者等からの公設メータの取扱いに関する問合わせ等に対して、その責任において調整及び処理を行わなければならない。
- 3 水道の使用を休止している各戸の室内の改装等のため、一時的に水道を使用するときは、事前に管理者に届け出ること。
- 4 所有者等及び管理責任者は、私設遠隔メータから私設直読メータに変更する場合、「私設遠隔メータ廃止及び私設直読メータ設置申請書」(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。
- 5 所有者等及び管理責任者が、私設遠隔メータ又は私設直読メータの修理又は交換を行った場合は、速やかに「メータ取付完了及び指示数報告書」(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。
- 6 居住者等及び所有者等は、善良な注意をもって公設メータを維持管理する責任を負うものとする。

(料金)

第9条 水道料金算定の基礎となる使用水量は、各戸に設置された公設メータ又は、私設遠隔メータもしくは私設直読メータのいずれかを計量して行うものとする。

(故障によるメータの取替え)

第10条 所有者等は、公設メータに故障等があった場合、速やかに管理者に申し出なければならない。管理者が当該公設メータを取替える必要があると認めた場合、管理者の指示に従い取替えに協力をしなければならない。

2 前項の規定において、公設メータの取替費用は、故障等の原因が居住者等及び所有者等の責に帰すべきでないとして管理者が認める場合には、上下水道局が負担する。ただし、故障等の原因が居住者等及び所有者等の責に帰すべき場合は、所有者等が負担しなければならない。

3 私設遠隔メータ及び私設直読メータに故障等があった場合、その取替え及び費用負担は所有者等が行い、取替え終了後は速やかに「メータ取付完了及び指示数報告書」(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。

(給水設備等の設置基準)

第11条 各戸に取付けるすべてのメータは、計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定に合格したものでなければならず、検定有効期間が8年を満了する日までに取替えなければならない。

2 集合住宅等の住戸に設置するメータ装置は、ユニット方式(※)とする。ただし、既設建物を改造する場合はこの限りではなく、その際は原則、上下流側各々に伸縮式コマ水栓で上流側を落としコマ式として赤色ハンドルを設置すること。

(※) 材料の仕様は、給水装置工事基準「表-17 給水装置指定材料一覧表」

適合品とする

- 3 集合住宅等の住戸以外に設置するメータ装置は、管理者が別途指示する。
- 4 所有者等は受水槽・高架水槽等がある場合、満減水警報装置を設置する等、異常を速やかに発見できるよう措置を講じなければならない。
- 5 集中検針盤を設置する集合住宅等は、原則として1棟に対して集中検針盤を1箇所設置し、設置位置は1階で計量及び取替え等の維持管理に適する場所かつ高さに設置しなければならない。また、所有者等は各戸のそれぞれに部屋番号を表示し、郵便受け箱にも当該部屋番号を表示しなければならない。

(給水設備等の維持管理)

第12条 所有者等は、給水設備の修繕、受水槽の下流側の水質保持及びその他一切の給水設備の維持管理を自己の責任及び負担において行うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 給水設備等に漏水等の異常があるとき、又は維持管理について管理者が必要な措置を指示したときは、速やかに対応しなければならない。

(2) 所有者等は、すべてのメータ及びその周辺を常に清潔に保ち、かつ、その設置場所に計量及びすべてのメータの取替えに支障を来すような工作物を設け、又は物件を設置してはならない。

2 所有者等は、第2条の規定により行った申請の内容又はその添付書類に記載された内容に変更が生じたときは、速やかに、その旨を管理者に報告しなければならない。この場合において、管理者から指示があったときは、変更後の給水設備等及びすべてのメータの設置について記載した図面を添えて「メータ設置変更申請書」(様式第12号)を管理者に提出しなければならない。

(計量への協力等)

第13条 所有者等及び管理責任者は、次に掲げる事項を居住者等に周知し徹底させなければならない。

(1) 計量員、調査員又は管理者の要請に対して、速やかに協力すること。

(2) 居住者等が水道の使用を開始し、又は休止するときは、管理者への届出を遅滞なく届け出ること。

(3) 申請時以後、集合住宅等の玄関等を施錠式に変更し容易に立ち入ることができなくなった場合は、「玄関自動ドア暗証番号届出(変更)書」(様式第5号)により、計量員等が容易に建物内に立ち入ることができる方法を定め、速やかに管理者に届け出ること。鍵又は暗証番号等を変更したときもまた同様とする。

(所有者等変更の報告等)

第14条 所有者等は、申請時の住所等に変更が生じるときは、各種所定の様式により速やかに管理者に報告しなければならない。

2 所有者等は、対象の集合住宅等の所有権の移転その他所有者等の地位の変更を伴う権利の変動を行うときは、あらかじめ管理者にその旨を報告しなければならない。

- 3 前項の場合において、所有者等は、変更後の集合住宅等の所有者等又はその他の権利者（以下「変更後の権利者」という。）に公設メータ、私設遠隔メータ又は私設直読メータの取扱い及び給水設備の維持管理等に関する内容を引き継がなければならない。
- 4 所有者等は、変更後の権利者が各戸計量を希望しない場合は、「各戸計量解除申請書」（様式第13号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、各戸計量の解除を行うものとし、「各戸計量解除承認書」（様式第14号）により所有者等に通知するものとする。
- 5 所有者等は、各戸計量の解除があった場合、公設メータの取外し等に必要な費用を負担しなければならない。
- 6 所有者等は、各戸計量の解除があった場合、速やかに「メータ取付完了及び指示数報告書」（様式第10号）を管理者に提出しなければならない。

（各戸計量の解除）

第15条 所有者等の届け出により各戸計量を解除する場合、所有者等は「各戸計量解除申請書」（様式第13号）を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により解除の届け出を行うときは、所有者等は次に掲げる書類のいずれかを添付して管理者に提出しなければならない。
 - （1） 全ての居住者が当該各戸計量の解除に同意していることを証する書類
 - （2） 集会等で各戸計量解除の同意の決議が得られていることを証する書類
- 3 所有者等から「各戸計量解除申請書」の提出があった場合、管理者がその内容を審査し適当であると認めるときは、「各戸計量解除承認書」（様式第14号）により当該所有者等に通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、管理者は、所有者等が次のいずれかに該当するときは、通知を持って各戸計量を解除することができる。
 - （1） この要綱の記載事項に反する行為を行ったとき。
 - （2） 申請内容に虚偽があったとき。
 - （3） 各戸に設置されている私設遠隔メータ又は私設直読メータの検定有効期間が満了しているとき。
- 5 管理者は、各戸計量を解除した場合において所有者等に損害が生じても、その責を負わない。

（各戸計量解除時の取扱い）

第16条 所有者等は、各戸計量の解除をする場合、各戸に設置している公設メータを速やかに管理者に返却し、一括計量を行うために必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公設メータの返却に応じられない特段の事情があると管理者が認める場合は、所有者等が公設メータの新規購入費用に相当する金額を負担することで、これに代えることができる。この場合において、当該費用の納付を確認した時点で管理者は公設メータを所有者等に譲渡したものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年2月4日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

様式集

- 様式第 1 号 集合住宅等における公設メータ設置申請書
- 様式第 2 号 集合住宅等における私設メータ設置申請書
- 様式第 3 号 誓約書
- 様式第 4 号 委任状
- 様式第 5 号 玄関自動ドア暗証番号届出（変更）書
- 様式第 6 号 メータ設置（不）承認書
- 様式第 7 号 管理責任者選任（変更）届
- 様式第 8 号 私設遠隔メータ廃止及び私設直読メータ設置申請書
- 様式第 9 号 公設メータ取付完了通知書
- 様式第 10 号 メータ取付完了及び指示数報告書
- 様式第 11 号 私設メータ無償譲渡届
- 様式第 12 号 メータ設置変更申請書
- 様式第 13 号 各戸計量解除申請書
- 様式第 14 号 各戸計量解除承認書

(様式第 1 号)

年 月 日

集合住宅等における公設メータ設置申請書

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第 2 条の規定に基づき、以下の集合住宅等において、公設メータの設置を申請します。

また、メータ前後の給水設備に異常はなく、伊丹市上下水道局の設置基準を満たしています。万が一、メータ取替え時に給水設備の異常を発見した場合は、給水装置所有者の負担で修繕します。

建物の所在地	伊丹市		
建物の名称			
総戸数		メータ個数	
口径	mm	個（有効期限	年 月）
	mm	個（有効期限	年 月）
	mm	個（有効期限	年 月）
水栓番号	親メータ	第	号
	散水メータ	第	号
	各戸メータ	第	号～第 号
給水工事事業者			
備考			

(様式第2号)

年 月 日

集合住宅等における私設メータ設置申請書

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第2条の規定に基づき、以下の集合住宅等において、私設メータの設置を申請します。

建物の所在地	伊丹市		
建物の名称			
メータ種別	直読式	遠隔式	その他
総戸数		メータ個数	
口径	mm	個（有効期限	年 月）
	mm	個（有効期限	年 月）
	mm	個（有効期限	年 月）
水栓番号	親メータ	第	号
	散水メータ	第	号
	各戸メータ	第	号～第 号
給水工事事業者			
備考			

(様式第3号)

年 月 日

誓約書

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____ (※)

電話番号： _____

(※)本人（代表者）が、自署しない場合は、
記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

このたび、集合住宅等における各戸計量、各戸徴収及びメータ設置の申請を行うことにあたり、私どもの集合住宅等に対して「集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱」（以下「要綱」という。）を遵守し、伊丹市上下水道局に一切のご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

なお、要綱に適合していない場合又は適合しなくなった場合、各戸計量及び各戸徴収を解除されましても、一切異議は申し立てません。

また、これによって生じる責任は、全て私どもが負うことを併せて誓約いたします。

建物の所在地	伊丹市
建物の名称	
総戸数	

(様式第4号)

年 月 日

委任状

伊丹市上下水道事業管理者 様

委任者

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

受任者（代理人）

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の各戸計量及び各戸徴収の取扱いに関する申請手続等一切の件を委任します。

建物の所在地	伊丹市
建物の名称	
総戸数	

(様式第5号)

年 月 日

玄関自動ドア暗証番号届出（変更）書

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第13条の規定に基づき、玄関自動ドア暗証番号届出（変更）書を届出します。

建物の所在地	伊丹市
建物の名称	
解錠方法	1. 暗証番号の入力による解錠 （暗証番号 _____） 2. 貸与した鍵による解錠 3. 管理責任者に連絡して解錠 4. 次の者に連絡して解錠 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ 5. その他 （ _____ ）

該当する番号を○で囲み、必要事項を記入すること。

(様式第6号)

年 月 日

メータ設置承認書・不承認書

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____ 様

電話番号： _____

伊丹市上下水道事業管理者

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第3条の規定に基づき
審査した結果、 年 月 日付、以下のメータ設置申請について通
知いたします。

承認・一部承認・不承認	
建物の所在地	伊丹市
建物の名称	
総戸数	
メータの種類	公設メータ 私設遠隔メータ 私設直読メータ
理由等	

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に
対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内
に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市上下水道局を代表する者は市長となります。）として提起することができ
ます。
- 3 上記1および2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をするこ
とや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

(様式第7号)

年 月 日

管理責任者選任（変更）届

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第7条の規定に基づき、管理責任者を（選任・変更）したので、次のとおり届出します。

建物の所在地	伊丹市
建物の名称	
管理責任者住所	
管理責任者氏名	
管理責任者電話番号	

（管理責任者の引受け確認）

私 _____ は、上記建物に係る集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第7条の規定に基づく管理責任者を引受け、同要綱第8条及び第13条に規定する業務を誠実に履行します。

年 月 日

住所

氏名

(様式第8号)

年 月 日

私設遠隔メータ廃止及び私設直読メータ設置申請書

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第8条の規定に基づき、以下の集合住宅等において、私設遠隔メータを廃止し私設直読メータの設置を申請します。

建物の所在地	伊丹市		
建物の名称			
メータ種別	直読式		
総戸数		メータ個数	
口径	mm	個（有効期限	年 月）
	mm	個（有効期限	年 月）
	mm	個（有効期限	年 月）
水栓番号	親メータ	第	号
	散水メータ	第	号
	各戸メータ	第	号～第 号
給水工事事業者			
備考			

(様式第9号)

年 月 日

公設メータ取付完了通知書

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____ 様

電話番号： _____

伊丹市上下水道事業管理者

●●年●●月●●日付、公設メータ設置申請書について、以下の集合住宅等における公設メータの取付けが完了したことを通知いたします。

建物の所在地	伊丹市
建物の名称	
総戸数	
メータ取付完了日	

(様式第 1 1 号)

年 月 日

私設メータ無償譲渡届

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者 (代表者・管理組合)

住所 : _____

氏名 : _____ (※)

電話番号 : _____

(※)本人 (代表者) が、自署しない場合は、
記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第 6 条の規定に基づき、
以下の私設メータを無償譲渡します。

建物の所在地	伊丹市		
建物の名称			
メータ種別	直読式	遠隔式	その他
譲渡メータ個数			
口径	mm	個 (有効期限	年 月)
	mm	個 (有効期限	年 月)
	mm	個 (有効期限	年 月)

(様式第12号)

年 月 日

メータ設置変更申請書

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所：_____

氏名：_____

電話番号：_____

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第12条の規定に基づき、次のとおり申請の内容に変更が生じたので申請します。

建物の所在地	伊丹市		
建物の名称			
メータ種別	直読式	遠隔式	その他
総戸数		メータ個数	
口径	mm	個（有効期限	年 月）
	mm	個（有効期限	年 月）
	mm	個（有効期限	年 月）
水栓番号	親メータ	第	号
	散水メータ	第	号
	各戸メータ	第	号～第 号
給水工事事業者			
備考			

※変更があった箇所のみ記入すること

(様式第13号)

年 月 日

各戸計量解除申請書

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

集合住宅等の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱第15条の規定に基づき、次のとおり各戸計量を解除しますので届出します。

建物の所在地	伊丹市
建物の名称	
総戸数	

(様式第14号)

年 月 日

各戸計量解除承認書

給水装置所有者（代表者・管理組合）

住所： _____

氏名： _____ 様

電話番号： _____

伊丹市上下水道事業管理者

●●年●●月●●日付、下記の集合住宅等の各戸計量を解除することについて承認いたします。

建物の所在地	伊丹市
建物の名称	
総戸数	